

○観音寺市総合運動公園野球場広告物の掲出又は表示に関する取扱要綱

平成29年6月29日教育委員会告示第8号

観音寺市総合運動公園野球場広告物の掲出又は表示に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観音寺市公園条例（平成17年観音寺市条例第155号。以下「条例」という。）別表第3に規定する観音寺市総合運動公園野球場（以下「運動公園野球場」という。）における広告物の掲出又は表示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告物の掲出基準等)

第2条 運動公園野球場に掲出又は表示（以下単に「掲出」という。）することができる広告は、次に掲げる基準の全てを満たすものとする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 公衆に不快の念を与えないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲出しないものとする。

- (1) 広告物の内容が法令、規則及び公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 人権侵害になるもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 広告物を掲載しようとする法人、個人事業主又は団体（以下「事業者等」という。）の活動が社会通念上、正当でないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めるもの

3 広告物の掲出をすることができる者は、本市の市税に滞納がない事業者等とする。

(広告物の掲出位置、単位及び掲出に係る使用料)

第3条 広告物の掲出位置は次のとおりとし、その単位及び掲出に係る使用料は条例別表第3に規定する単位及び金額とする。

位置	枠	区画
スコアボード	A枠	1番

外野フェンス	B 枠	1 番から10番まで
--------	-----	------------

(広告物の掲出期間等)

第4条 広告物の掲出期間は、原則として4月1日から当該年度の末日までの1年間とする。ただし、年度の途中において、新たに広告物の掲出に係る許可を受けたときは、許可を受けた日から当該許可を受けた日の属する年度の末日までの期間とする。

2 前項の許可を受けた事業者等が許可を受けた翌年度以後においても引き続き広告物の掲出を希望する場合は、1会計年度を単位として第6条に規定する申請を行い広告物の掲出の許可を受けたときは、当該広告物の掲出を継続することができる。

(広告物掲出希望者の募集)

第5条 教育長は、市広報紙、市ホームページ等により広告物の掲出希望者を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、市内に事業所等を有する事業者等に対し、広告物掲出の案内をすることができる。

3 教育長は、前項の案内をもってなお、広告物掲出希望者が募集枠に満たないときは、市外に事業所等を有する事業者等に対し、広告物掲出の案内をすることができる。

4 広告物の掲出は、原則として1事業者等につき1区画とする。ただし、広告物の掲出希望者が募集枠に満たないときに限り、複数の区画への広告物の掲出を認めるものとする。

(広告物の掲出申請)

第6条 広告物の掲出を希望する事業者等(以下「申請者」という。)は、掲出を希望する月の前々月の末日までに観音寺市総合運動公園野球場広告物掲出申請書(様式第1号)、掲出しようとする広告物の案、事業者等の概要が分かる書類及び本市の市税に滞納がないことを証明する書類(以下「申請書等」という。)を教育長に提出するものとする。

(広告物掲出の決定)

第7条 教育長は、申請書等を受理したときは、広告物の掲出の開始を希望する月の前月5日までに掲出の可否を決定するものとし、掲出を許可したときは観音寺市総合運動公園野球場広告物掲出決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、

掲出を許可しないときは観音寺市総合運動公園野球場広告物掲出不許可決定通知書（様式第3号）により、広告物の掲出を希望する月の前月10日までに申請者に通知するものとする。

（広告物掲出料の納付）

第8条 申請者は、決定通知書受理後、広告物の掲出を開始する月が4月のときは4月30日までに、広告物の掲出を開始する月が4月以外のときは広告物の掲出を開始する月の前月20日までに、広告物の掲出に係る使用料（以下「掲出料」という。）を納付するものとする。ただし、掲出料の納付に関し特別な事情があると教育長が認めた場合は、この限りでない。

（広告物の作成及び掲出に係る費用）

第9条 広告物の作成及び掲出に係る一切の費用は、申請者の負担とする。

（広告物の撤去等）

第10条 申請者は、広告物の掲出期間の末日までに広告物を撤去し、当該広告枠を原状に復しなければならない。この場合において、申請者は、撤去に係る作業工程について、教育長と協議するものとする。

2 広告物の撤去に係る一切の費用は、申請者の負担とする。

（広告物掲出決定の取消し）

第11条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告物掲出の決定を取り消すことができる。

（1）申請者がこの要綱に違反したとき。

（2）運動公園野球場における改修工事の実施等により、広告物を掲出することができなくなったとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、運動公園野球場における広告物の掲出が適切でないと教育長が判断したとき。

2 教育長は、広告物掲出の許可を取り消したときは、観音寺市総合運動公園野球場広告物掲出決定取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請者の責任）

第12条 掲出された広告物についての一切の責任は、申請者が負うものとする。

(掲出料の還付)

第13条 既納の掲出料は、原則として還付しない。ただし、教育長は、申請者の責めによらない事由等により、広告物を掲出することができなかつたとき又は運動公園野球場の使用を禁止したとき若しくは制限したときは、既納の掲出料の一部又は全部を還付することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。